

第1号様式（第5条関係）

令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金 交付要綱第5条の規定により補助金の交付を申請します。	
交付申請額	円
支出内容	
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 事業収支予算書 (3) 定款 (4) その他市長が必要と認める書類

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長 門 川 大 作

令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
交付決定書

年 月 日付けで申請がありました標記補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので、令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

1 交付予定金額 金 円

2 交付の条件

- (1) 本補助金は、本事業の目的以外に支出しないこと。
- (2) 本市が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
- (3) 本事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 本事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 本事業により取得し、又は効用の増加した資産については、市長の承認を受けることなく、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (6) 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 上記各号のいずれかに違反した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項により、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することがある。
- (8) その他、京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則及び令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。 |
|---|

第3号様式（第7条関係）

令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
中止・廃止承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金 交付要綱第7条第1項の規定により補助事業の中止・廃止の承認を申請します。	
対象事業	
交付決定日	年 月 日
決定番号	
中止・廃止年月日	年 月 日
中止・廃止の理由	

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長 門 川 大 作

令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請がありました補助金の中止・廃止について、承認しましたので、令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、通知します。

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第8条関係）

令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
実績報告書

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金 交付要綱第8条の規定により補助事業の実績を報告します。	
実績報告額	円
添付書類	(1) 事業報告書 (2) 事業収支決算書 (3) 人件費に関しては、時間当たりの単価、勤務シフトが分かる資料等 (4) 人件費以外の経費に関しては、領収書、請求書等 (5) 役務提供を受けた経費は、役務内容が分かる資料等の写し (6) その他実績額の算出に関し参考となる資料

第6号様式（第9条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長 門 川 大 作

令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
交付額確定通知書

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定した令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金については、下記のとおり交付額を確定しましたので、令和4年度桂坂野鳥遊園における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、通知します。

記

交付確定額 金 円

- | |
|---|
| <p>1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p> |
|---|